

国土審議会の所掌事務

- 1 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 2 次の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - ・ 国土総合開発法
 - ・ 国土利用計画法
 - ・ 首都圏整備法
 - ・ 首都圏近郊緑地保全法
 - ・ 近畿圏整備法
 - ・ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
 - ・ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
 - ・ 中部圏開発整備法
 - ・ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
 - ・ 東北開発促進法
 - ・ 九州地方開発促進法
 - ・ 四国地方開発促進法
 - ・ 北陸地方開発促進法
 - ・ 中国地方開発促進法
 - ・ 北海道開発法
 - ・ 土地基本法
 - ・ 地価公示法
 - ・ 国土調査法
 - ・ 国土調査促進特別措置法
 - ・ 水資源開発促進法
 - ・ 低開発地域工業開発促進法
 - ・ 新産業都市建設促進法
 - ・ 工業整備特別地域整備促進法
 - ・ 豪雪地帯対策特別措置法

上記のほか、期限付きで、次の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ・ 特殊土じょう地帯災害防除
及び振興臨時措置法 | 平成14年3月31日まで |
| ・ 離島振興法 | 平成15年3月31日まで |
| ・ 山村振興法 | 平成17年3月31日まで |
| ・ 半島振興法 | 平成17年3月31日まで |